# 明治四年賤民廃止令の法的

-その施行過程の研究

上杉

聪

史専門の学術誌であり、読者も限定されているので、部落解放運動にかかわる研究者に広く読んでいただきたいと考えた た新史料を若干補い、また気のついたいくつかの箇所に文章表現上の修正を加えている。読者諸氏に以上の点をお断わり ためである。ただ、『ヒストリア』誌上では紙幅の関係で縮少した部分(「はじめに」、「まとめ」と註)や、その後見出し るものを、同会の許可を得て、転載したものである。『部落解放研究』への転載をお願いしたのは、『ヒストリア』が歴 しておくとともに、 本稿は、大阪歴史学会一九八一年度大会の近代史部会報告として、同歴史学会『ヒストリア』第九三号に収録されてい 転載に快諾を与えてくださった大阪歴史学会の諸氏に紙面をお借りして感謝の意を述べておきたい。

はじめい

の連続面と断絶面を正確に把握しようとするものである。わち、近世的な「穢多非人等」と近代的な「新(平)民」とて、「布告」の歴史的意義を明らかにすることである。すな告」と略)の法的内容を解明することであり、それを通じた公布された穢多非人等にかんする太政官布告(以下「布本稿の目的とするところは、一八七一(明治四)年八月本稿の目的とするところは、一八七一(明治四)年八月

方法をとってきたのである。

方法をとってきたのである。

これまで、「布告」はさまざまな角度から検討され、する法をとってきたのである。しかしながら、「布告」がでに言及され尽した感がある。しかしながら、「布告」がでに言及され尽した感がある。しかしながら、「布告」がこれまで、「布告」はさまざまな角度から検討され、する法をとってきたのである。

しかしながら、そうした研究状況の背後には、史料不足

明らかにするという方法をとった。明らかにするという方法をとった。とも事実である。とりわという制約がつきまとっていたことも事実である。とりわという制約がつきまとっていたことも事実である。とりわという制約がつきまとっていたことも事実である。とりわという制約がつきまとっていたことも事実である。とりわ

程を把握するという形態をとった。

としたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」の法方な観点から本論を見るならば、いくつかの重要な施行状況を欠落させている。特殊な過程を持つ津山(岡山)で、「布告」と密接な関係にある土地(上地)問題についう。「布告」と密接な関係にある土地(上地)問題についたも本来ならば詳述しなければならないである。したいと考えている。したがって、本稿は、「布告」の反対一たいと考えている。したがって、本稿は、同時に各府県における「布告」のしたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」のしたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」のしたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」のしたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」のとたがって、本稿は、同時に各府県における「布告」の

以下、本論に移りたい。

### 「布告」の形式と伝達

のようであった。 (1) 八月二八日に太政官から発布された「布告」の文面は次

7

職多非人等ノ称被廃候条、自今身分職業共平民同様タ

同上 充県へ

太政官布告・達などを、県や官省の対象別に分けて告知来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕穢多非人等ノ称被廃候条、一般民籍ニ編入シ、身分職

はきわめて珍しい。のように「一般」と「府県」に分けて公布するという形式のように「一般」と「府県」に分けて公布するという形式する方法は、当時しばしばおこなわれていた。しかし、こ

た時点でなされたものである。き、文面は単一であり、改変は、原案が太政官に移管されき、文面は単一であり、改変は、原案が太政官に移管されたと最初、この「布告」原案が大蔵省によって作成されたと

御布告案

モ有之候ハ、引直方見込取調大蔵省へ可伺出事共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来穢多非人ノ称被廃候条、一般平民ニ編入シ、身分職業

ての大蔵省による「御布告案」は、八月二二日に大久保とである。

でいたためと考えられる。た内容にとどまっており、一般的な法的原則の呈示を欠いた内容にとどまっており、一般的な法的原則の呈示を欠いは、大蔵省原案では行政機構にたいする「取扱」いを命じは、大蔵省原案では行政機構にたいする「取扱」の修正の根拠

させられてゆく。の府県へと伝達され、更にその管下の人民へと次第に浸透の府県へと伝達され、更にその管下の人民へと次第に浸透人等に関する「布告」は、廃藩置県から間のない三〇〇余かくして、八月二八日に太政官から発せられた穢多・非

等を伝えれば、あとは三県から各触頭県を通して全国へと頭二四県のうちから選ばれた月当番の三県にたいして布告あったと考えられる。太政官は、三〇九府県の上に立つ触当時の布告や達が太政官から各府県へと伝達されてゆく

のものを掲げておく。

(き) であるのを掲げておく。

で、各府県に届けられた太政官からの「布告」は、更さて、各府県に届けられた太政官からの「布告」は、更どが、まだ敷設されておらず、人・馬・船等によっていた。とが、まだ敷設されておらず、人・馬・船等によっていた。とが、まだ敷設されておらず、人・馬・船等によっていた。

柏原技郷岩崎村

役人共

職業共都而同一ニ候様可取計事但穢多非人等之称被廃候条、一般民籍ニ編入シ身分

辛未

八月 太政官

哉茂難計候ニ付、右様相成候上者、尚更リニ而平民与之交リ無之事故、不心得 之 も の 可 有 之右之通被 仰出候間、其旨可相心得、併是迄其一村限

役人共より教諭ニ及ひ急度取締可申事 天恩之難有思召を躰認シ、 諸事別而相慎不作法無之様

辛未

九月 高取県

府県独特の付文は、高取県より短いものから、逆に松山

「本告」の到達出記

「布告」の到達状況							
		1	2	3 ~	<b>4</b>	5	8
府県	具名	府県の告示月日	所要日数	明治 6 年 布 告 第 213 号	部落等への到達 (文書の日付)	差出人	宛 先
東	京	8月29日	1	1	9月 4日	弾	部落の小頭
浦	和	9 • 8	9	4	10 • 9	戸 長	部落の小頭
小	諸	9 • 25以前	26	6	9 • 25	県	部落の名主
高	田	9 • 19	20	11			
金	沢	9 • 12	13	10			
度	숲	10・25以前	32~60	6	10 • 25	県	部落の頭
大	津	9 • —	2~31	8	(5年)6・16	県	部 落
京	都	9 • 19	20	8	9 • 25	府	一般の年寄
高	取	9 • —	2~31	8			
五	条	9•—	2~31.	8			
大	阪	9 • 5,7	6~ 8	8			
堺		9 • 18	19	8	9 • 18	県	部落の庄屋
兵	庫	9•-	2~31	8	9 • —	県	部落と一般
明	石	9・19以前	~20	8	9 • 19	大里長	一般の庄屋
倉	敷	9 • 15	16	10			
鶴	田	9 • —	2~31	10			
鳥	取	9 • 13	14	11			
広	島	10 • 13	44	11			
名	東	9・22以前	~23	10			
松	Щ	10・5,9以前	~36, ~40	12	10 • 9	大庄屋	一般の庄屋
宇和	司島	(5年)5・一	238~268	12	(5年)5・17	戸 長	-
高	知	10・14以前	~60	12	12 • 3	川之江 出張所	一般の大庄屋
福	岡	10 • —	32~60	14			

ような各府県における多少の独自性が存在しながらも、 般農民等の対立には地方的・ 吏の意識状況に差異が存在していたこと、 の配慮が存在したこと等、 尾崎行也「明治初期の『部落』解放運動(-)」『信濃』 が考えられる。

形態が、各府県によってかなり異なり、それへの具体的対 多彩である。その原因は、 応が必要とされ たこと、 ②「布告」を受けとめる府県の官 ①「穢多非人等」の制度の存在 歴史的な特殊性があり、 ③部落大衆と しかし、 それ との

> 現されてゆく中身は、 また、 内容については次章で検討することにしたい 府県管下へ告示された日付は、太政官(東京) 確実に普遍性を持つものである

Ę

きがある。 ら触頭を通じて渡されるための事務的手続きに要する日数 までには公布を完了させおり、 に必要な日数等がそれぞれ異なるために、 とはいっ ても、 および管下に布達するための措置 各府県は遅くとも、 右に述べた理由以外 かなりのばらつ 一〇月末日

配送に要する日数、

堺両県における長文の諭告にいたるまで、 様式も内容も

安蘇龍生「壬申戸籍作成を中心とする解放令前後の 状況」『部落解放史ふくおか』創刊号 (注) 「一」は「不明」を示す。

上

7

『上越市下箱井植木家文書』 木下浩氏研究論文 『信 濃』 27—12

「穢多非人等之称被廃候義御布告幷藤内屋舗 調 理一 件」『菊地家文書』富山大学付属図書館蔵 三重県厚生会編『三重県部落史料集』(近代編) 「制度第七 布令之二」『滋賀県史料』・『上坂本永

奈良県同和事業史編纂委員 会 『奈良県同和事業史』 資料篇

『宇野勝氏所蔵文書』 かつらぎ町史編集委員会 『かつらぎ町の歴史』 3 幸田成友編『大阪編年史』(稿本)第101号、大阪市

「諸事聞尽扣」『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻

『小野家文書』『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻

「御廻状写帳」『美作国勝南郡行延村矢吹家文書』岡

「御布告控」『池田家資料』鳥取県立博物館史料室蔵

「御布令書并諸廻章写」『浦福田村文書』竹原書院図

『武田家文書』 徳島県教育教育委員会 『徳島県部落 史学習史料集』近代 I

「触扣」高知県同和教育研究協議会『高知の部落史』

山県文化センター郷土資料室マイクロ

高市光男編著『愛媛部落史資料』

南王子村文書刊行会『南王子村文書』第五卷

典

出

『因革史料』東京都公文書館蔵

「布達要約」京都府立総合資料館蔵

史編纂所蔵

『倉敷市史』第11冊

同

資料篇 第一集・『同上』

埼玉県教育委員会『鈴木家文書』第一巻

図的な抵抗とは思われない。 という他の要因が考えられ、意よる行政機構の全般的崩壊という他の要因が考えられ、意もて字和島県があるが、これには大州暴動(四年八月)にをである。例外的な遅れを示している唯一の例とば意識的な抵抗による遅延は見出せない。それを示すのがば意識的な抵抗による遅延は見出せない。それを示すのが

「布告」が比較的スムーズに府県から公布されている事実は、当時太政官からの布告や達への抵抗が府県段階におきれていたで)数度にわたって意見書を政府に提出しつつ、その実施を拒否し続けていた。また明治六年の例であるが、太政官を拒否し続けていた。また明治六年の例であるが、太政官を指否し続けていた。また明治六年の例であるが、太政官を指否し続けていた。また明治六年の例であるが、太政官を非否し続けていた。とを示すものではない。京都府は、四年四月の戸籍法に反対して約一〇か月の間(翌五年二月まを上述で、当時太政官からの布告や達への抵抗が府県段階におきました。

外として大津県(詳しくは上坂本村八木山部落)があるのた。とはいえ、ここでも重大な遅滞は見られず、唯一の例た。とはいえ、ここでも重大な遅滞は見られず、唯一の例た。とはいえ、ここでも重大な遅滞は見られず、唯一の例される場合の文書の日付と差出人・宛先を記しておいた。 表色⑤⑧番には、府県からの布告が被差別部落等に告知表④⑤⑧番には、府県からの布告が被差別部落等に告知

考えられる。 考えられる。 さい、その力を背景にしてはじめて拒否が可能であったとかり、その力を背景にしてはじめて拒否が可能であったとのり、その力を背景にしてはじめて拒否が可能であっためのである。これは本郷の上坂本村が、技郷としての八木山みである。これは本郷の上坂本村が、技郷としての八木山

またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日とは、思い切った日延べでございますなァ」と伝承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へに承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へに承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へに承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へに承によれば、庄屋の流言を聞いた被差別部落の人は、「へにかったとが今日明らかである。すでに「布告」は、この岩崎村に所蔵されていた文書であるし、「本一五万日とは、思い切った日延べでございますな。 取 県 の 相手にさえしなかったといわれており「事件」と呼ばれるはまたよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」またよく引き合いに出される「五万日の日 延 ベ 事件」と呼ばれるは、その舞台を奈良(高取県)の柏原技郷岩崎村に関いますが、1000円では

ことになったと考えられるのである。 「布告」への過大な評価がこうした粉飾をほどこすべ」されたような印象を与える形で記述される場合が多か今日までこの「事件」は、庄屋によって実際に 「日 延

## 一 「布告」の法文解釈と施行過程

(1) 「布告」の適用範囲――「穢多非人等」の解釈は不可能である。 は、法が対象とする適用範囲を規定している。「穢 多 非り、法が対象とする適用範囲を規定している。「穢 多 非なが、「布告」の冒頭には「穢多非人等」と記されてあまず、「布告」の適用範囲――「穢多非人等」の解釈

って「布告」に付せられた独自の付文である。
意味が鮮明に浮かびあがってくる。次の引用は岡山県によるとで「布告」の施行過程を検討すると、この「等」の

配『可仕奉存候ハ、社寺手配下之者も御座候得とも、自今其村所之差八、社寺手配下之者も御座候得とも、自今其村所之差一、陰陽師#説教・隠亡等之称廃止可申奉存候、 左候

ここでは、「布告」の対象として「雑賤民」と呼ばれる

えて「布告」の対象となっている。 東・茶筅」が、鳥取では「鉢屋」がそれぞれ穢多非人に加東・茶筅」が、鳥取では「鉢屋」が、岩国県では「長沢県では「藤内・皮田・物吉・舞々」が、岩国県では「長沢県では「藤内・皮田・物吉・舞々」が、岩国県では「長い県では「藤内・皮田・物吉・舞々」が、岩国県では「長い県では「藤内・皮田・粉末・茶筅」が入々(陰陽師・説教・隠亡)が加えられていることが判

いる。 であるが、右の事実を裏付けて 大変別(明治九年刊)からであるが、右の事実を裏付けて の指示にもとづくものと考えられる。次の引用文は『明治 の指示にもとづくものと考えられる。次の引用文は『明治 ではなく、明確な政府(この場合担当は大蔵省) でれらは決して各府県が勝手な判断にもとづいておこな

〒万九千九十五八、鞍計三十八万二千八百八十六人 豆十一人、非人、二万三千四百八十人、皮作等推覆、 ラ廃シテ悉ク民籍ニ編シ。地租蠲免ノ制ヲ罷ム 禄久、二 フ藤シテ悉ク民籍ニ編シ。地租蠲免ノ制ヲ罷ム 禄久、二

とは重要である。が非人の三倍をはるかに超えるほど多数にのぼっているとが非人の三倍をはるかに超えるほど多数にのぼっていると編」入されたことを明瞭に記して いる。 しかもそ の人口 とてでは「皮作等雑種」とされた人々が「悉 ク 民 籍 ニ

「賤民」あるいは「賤民全体」と呼びうるであろうが、ひのようなものであろうか。一般的にはこれらを 総 称 してず雑賤民を含むとすれば、その共通項となるべき内容はどそれでは、「布告」の法的対象が、穢多・非人のみなら

定性のうちに置かれていることが判明する。次の引用は、 社会全体から「人外」あるいは「社会外」として共通の規 見出すことは不可能である。しかし、普遍的性格を賤民制 京都府からの布令である(傍点は引用者)。 総体の内部に求めるのではなく、逆に外部に求めるならば、 とつひとつの実体としての職業・支配・法的地位等を見れ きわめて多様であり、完全な共通性をそれらの内部に

旨被仰出候、付而ハ左之称呼ノモノ共従来平民共不歯今般穢多非人等ノ称被廃身分職業共平民同様タルヘキ 候得共無謂事ニ付自今勿論平民同様タルヘキ事

烟亡 歴代 掌墓 産所

辛未九月十九日 京都府

明瞭に語られている(既出の高取県の布達も参照)。 他府県においても次に示すように、「度外」「人間の外」 の隔絶を示す賤民全体の性格が、「布告」の公布とともに 「同火セス」「別人種」等の表現を通じて、 「歯」(仲間にする)されていないことが記されてある。 ここでは穢多・非人と合計六種類の賤民が、共に平民と 一般社会から

庶民共ニ歯セサルノ悪習有之趣無謂事ニ侯(三重県) 数百年各種汚穢の名目を命て、人間の外に棄てられた 従来番人非人番之者共、村方ニ於テ之ヲ度外ニ置キ、

る族 (大阪府)

置(堺県) モ又意付スシテ、終ニ四民ハ交際ヲ絶テ宦府ハ帳外ニ種異ナルヤウニ成リ、我モ知ラス、彼モ知ラス、宦府 穢多非人等ハ其職業ヲ賤シクシテ、

知県) 度外ニアリ、(中略)平民ト火ヲ同クセサルモノ(高、人民一般信仰スヘキ神仏ヲモ拝スル事能ハス、民中ノ

総て人間交際の道阻隔とれ無きよう(兵庫県) 中古以来念謂門閥種族之樣相心得陋習(広島県)

如く賤しめ嫌う(松山県) かく同し万物の霊と生れし者を、鳥獣などの別種類の

県、以上傍点は引用者) (W) 穢多を指して人なりといへは大い之をあやしむ(神山

も、それらは特に近世に至って「社会外の社会」として制 らを廃止したのである。 官布告は、これらの賤民(制)全体を対象とし、かつそれ 度的に確立をみたものである。明治四年八月二八日の太政 から近世にかけての差別の特質であると考えられる。しか会の「外」という形で表す方がより適切であり、中世後半 会の「外」という形で表す方がより適切であり、 とれらの差別の形態は、社会の「底辺」というより、社

ところで、この「布告」は、大蔵省原案の段階では「穢

ということができる。 までの僅かの日数の間に修正を施されることによって、 多非人」とだけあって「等」が欠除していた。しかし公布 「布告」はより厳密な表現を獲得すると共に全国性を得た(3)

法は、その対象を「臣民一般繁英立族卒嗣官」に絞ることによっ 多非人」のあとに「等」が付けられており、そして、戸籍に通過した問題であった。すなわち戸籍法では明確に「穢 案者やそれに関わった官吏達にとってみれば、それはすで たと思われる。しかし、四年四月に発布された戸籍法の立 というようなことは、大蔵省原案の作成時には困難であっ 法との調整を経たと考えられる。そのために、「布告」 その大枠を承認されてのち、公布に至るまでの期間に戸籍 て「穢多非人等」を法の適用外に置くことを明らかにして 新たに加えられている。 には、大蔵省原案にまったく欠除していた「民籍」の語が いる。とのととから判断するに、「布告」は八月二二日に 「等」というたんなる付属的な一語に重大な注意を払う

の概念を拡大し、自らのうちに賤民全体を包含したのであ のことは、裏面の事実として、四年戸籍法は「臣民一般」 て、法としてより完成した姿をとることができた。またそ こうして「布告」は、隣接する戸籍法との調 整 を 通 じ

> 称号廃止の意味-- 「称被廃候」の解釈

廃止を宣言している。 次に「布告」は、 「称被廃侯」と述べて、賤民制総体の

たしかに「称」を「名前」という形で狭く解釈することは 非人等の)「名称」にすぎない、と解釈される場合が多い。 を示す良い例のひとつである。 (窓) の語が実体とまったく同じ意味で使われていること のもの をも廃止 したと解釈 すべきである。 左の引用は、 可能であるが、明治初年という時期は、まだ名前と実体と が深く結びついている時代である。「称」の廃止は実体そ しかし今日、「布告」によって廃止されたものは(穢多

申渡

乞胸頭 山本二太夫

乞胸頭之称被,廃止,候間其旨可,存。 今般穢多非人等之称被。廃止。一般平民え編入シ身分職

区々 中添年寄

頭之義も被''廃止'候間、是迄右配下ニ属シ 候 もの 共 共総而同一相成候様被||仰出|も有」之候ニ付而 ハ 乞胸 ハ、町規ニ不」触様相心得銘々勝手ニ営業不」苦事。 今般穢多非人之称被''廃止'一般平民え編入シ身分職業

この東京府から「二太夫」と「中添年寄」とに宛てられ

語も同様に解釈すべきと考えられるのである。とがわかる。したがって「布告に使用されている「称」の頭」そのものとがまったく同一の意味で使用されているとた「申渡」を比較してみると、「乞胸 頭 之 称」と「乞 胸

制をとらえることが可能である。

おでに述べたように、賤民は、社会一般からのってくる。すでに述べたように、賤民は、社会一般からの非除の形式を制度的に明確にされ、そのもとで特別な支配度的基礎としつつ、賤民(制)内部においては、司法や職度的基礎としつつ、賤民(制)内部においては、司法や職度的基礎としつつ、賤民(制)内部においては、司法や職度的基礎としつつ、賤民(制)内部においては、司法や職度的基礎としつつ、賤民(制)内部においては、司法や職方の法者の様相については全国的にみて地域差が著しいが、そのような志向性を普遍的に持つものとして、近世を通じてその非除の形式を制度的に持つものとして、近世的賤民というなど、近世を通じてその非際というなど、大田の民間である。

に、自らの終えんを告げ知らす左のような文書を各地に送はじめ一二か国に及んだ)は、「布告」の公布とほぼ同時いる。実際、すでに引用したように、乞胸頭という賤民制の主端の役職が「布告」と共に廃止されているが、近世的いる。実際、すでに引用したように、乞胸頭という賤民制いる。実際、すでに引用したように、乞胸頭という賤民制いる。実際、すでに引用したように、乞胸頭という賤民制いる。

致、不都合無之様可取計事。 方支配是迄与相心得、以来其地方官庁之御管轄請候様. 身分職業共、平民同一ニ被仰付候。付而者最早此従来支配致候其村組下並手下に至る迄、先 般 相 達 候っている。

1

様可致事。 「技等都而相廃止候条其旨相心得、是又不都合無之 を返却有之様致度、且又身分職業ニ付而は規則・ 村々小頭江相渡置候支配証文並箴・鑑札等は、早

直樹元役所

未九月十七日

右之外村々江穢多居住致候分、平民と不交儀ニ付大庄役人撰丼申付方共平民同様可取計儀ハ勿論之事ニ候、今般穢多非人之称被廃候ニ付、従前一村立候穢多村、

者。) 仕来を廃、本村役ゟ諸事可遂才判候(中略、傍点引用 屋限り別段穢多庄屋組頭相立用弁致来候得共、自今右

未十一月 福岡県

ある雑賤民の支配替を命じるものもある。他に、既に引用した岡山県の例のように、社寺支配下に

たと考えられる。 また「支配」という場合、その権限が強化された場合、 また「支配」という場合、その権限が強化された場合、 また「支配」という場合、その権限が強化された場合、 また「支配」という場合、その権限が強化された場合、 また「支配」という場合、その権限が強化された場合、

以下、逐次述べてゆくことにしたい。
以下、逐次述べてゆくことにしたい。
ところが、 賤民制は同時に 右の ような一般的支配の 他ところが、 賤民制は同時に 右の ような一般的支配の 他ところが、 賤民制は同時に 右の ような一般的支配の 他ところが、 賤民制は同時に 右の ような一般的支配の 他は支配と同様であるとはいえ、職業や居住については完全は支配と同様であるとはいえ、職業や居住については完全は支配と同様であるとはいえ、職業や居住については完全は支配と同様であるとはいえ、職業や居住については完全によって、場所を表表している。

(3) 身分と職業の分離――「身分職業共平民同様々

的措置を述べて前半を結んでいる。身分職業共平民同様タルヘキ事」と続け、それ以後の一般身分職業共平民同様タルヘキ事」と続け、それ以後の一般

完明を通じて検証してみよう。 で明を通じて検証してみよう。 で明を通じて検証してみよう。

いてみることにする。 文面には「身分」「職業」とあるが、まず「職業」につ

「元賤民」を平民の職業につけようとする具体的な措置が施行過程を検討して直ちに明らかになる特徴的事実は、

やられたことは事実である。 「賤業」と呼ばれる職業は固く禁止され、その職から追いまったく見られないということである。たしか に 一部 の

、辻芸・門芝居向後禁止之事 (京都)

候事(鳥取) (\*) 候様此段申渡し、活計の道相立候様可取計、此段相達 は様此段申渡し、活計の道相立候様可取計、此段相達 一、故鉢屋・非人共(中略)旧来差免候勧進等も差止

以外ではありえなかった。 同様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 同様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 同様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 日様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 日様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 日様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。しかしな 日様の通達は他に神奈川・東京にも見られる。

ある。
ち、実際は前者に重点を置いていることがよくわかるのでら、実際は前者に重点を置いていることがよくわかるのでも、実際は前者に重点を置いていることがよくわかるのでも、実際は可能を見るとき「布告」は、文面として賤民

一、是迄身分ニ付府庁ヨリ申付来リ候役用一切差免候

旦、府庁用ニ召遣侯モノハ牧テ相当と合料可下遣一、従来壱ヶ年三百両宛下ヶ遣候処、自今廃侯事一、同断ニ付人夫銭其外取立候儀向後一切禁止之事

(中各)但、府庁用ニ召遣候モノハ改テ相当之給料可下遣事

以盛大二相成候様可致出精候事但、是迄之職業ハ即平民之職業ニ付、不及相改、

商取引の関係としては認めている。また特に皮革の仕事に で、下級刑吏等の職業の賤民身分による占有が廃止されって、下級刑吏等の職業の賤民身分による占有が廃止されている。③しかし、それらの廃止の側面は、身分制的でない関係(「府庁用ニ召遣」)への転換であれば認められてい関係(「府庁用ニ召遣」)への転換であれば認められてい関係(「府庁用ニ召遣」)への転換であれば認められてい関係(「府庁用ニ召遣」)、所(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)あるいは戸長(三重)、里長(明石)、府(東京・京都)のでは、その任免権をられる。右と同様の刑吏に関するものでは、その任免権をられる。右と同様の刑吏に関するものでは、その任免権をられる。名は、「第一人の財政の関係としては認めている。また特に大き、の一人の財政の関係としては認めている。また特に皮革の仕事に入れている。また特に大き、「対している」とは、「の一人の財政の関係としている。また特に皮革の仕事に関いている。また特に大きの関係といる。

対次第勝手たるべき事
其村々其人々都合(に)より当時迄通引受之儀者相
其村々其人々都合(に)より当時迄通引受之儀者相
一、穢多之(名)目被廃候得共、牛馬之革取扱并履直
ついては、松山県から次のような布令が出されている。

こうした一連の事態を見るとき、賤民制の廃止といってこうした一連の事態を見るとき、賤民制の廃止といってとれるように、当時の平民の職業に就かせるものとして考えれるように、当時の平民の職業に就かせるものとして考えれるべきでなく、賤民と平民との間の職業的障壁を撤廃られるべきでなく、賤民と平民との間の職業的障壁を撤廃られるべきでなく、賤民と平民との間の職業的障壁を撤廃られるべきでなく、接民と平民との間の職業的障壁を撤廃られるべきでなく、時民と平民との間の職業的障壁を撤廃られるできてなく、一部は賤民身分制にもとづく拘束は右のことを示すよい史料である。

村之衆議ニ任スヘシ、(中略)候トモ、又ハ改テ他ノ平民ヲ番人ニイタシ候トモ、其平民ノ職業ニ候間、其儘為(元非人ニー引用者)相動身分職業平民同様ト被(仰出候事ニ付、番人之職業即

右之通諸郡江無漏相達ル者也

辛未十月

京 都 府

「布告」の文面のこのような解釈は、身分と職業が部分に混乱を示す文書が上げられている。 松山県や京都府が敢えて強調して管下に伝えたのもそかれていた当時にあっては、決して容易なことではなかっかれていた当時にあっては、決して容易なことではなかったとは崩れつつあったとはいえ、いまだ強い結びつきに置的には崩れつつあったとはいえ、いまだ強い結びつきに置いている。

え散住可仕哉(中略) 之処、右地所住居ニ而は商業不弁利之地故、追々町地之処、右地所住居ニ而は商業不弁利之地故、追々町地非人共居住罷在候得共、民籍編入候上は商業相立可営東村耕地内九百坪、右両所共被下地之内溜御用地之余中、元非人頭長谷部善七被下地新吉原南脇九百坪井千一、元非人頭長谷部善七被下地新吉原南脇九百坪井千

(前略)

た、同じ中年寄からの伺書である。 である。次の引用は、右に少し遅れて(二九日)提出され は、当然居住地の平民地への移動を伴うと考えるのが自然 限とも密接に結びついていたのであるから、身分の平民化 説明しているが、近世的な身分制は職業のみならず居住制 一般への移転を、商業にとって不都合であるという理由で

地・社寺境内等、普通之町地ヲ離無税之地 ニ 罷 在 候 は附属地住居人之名録ニ差加置可、申哉 転住行届間敷ニ付、先ツ在来之場所ニ差置、河岸地又 穢多非人之義は、 一時町地え借地借店も成兼候情態も有」之、 至急 従前市中河岸地又は川中なだれ

賤民を「至急転住」させるべきであると考えているのであ いうべきである。 どして移るべきとするのが、近世的法体系に忠実な解釈と ていた賤民身分が平民となるのであれば、「借地借店」な 土地として考えられていた。その土地と固く結びつけられ る。とりわけて賤民の居住地は、「普通之町地を離」れた ここで中年寄は、現実には不可能としつつ、本来ならば

え方にもとづいて「布告」の施行を指導していたと考えら でに政府は、身分と居住ならびに職業を分離する新しい考 れる。それまで賤業とされていた職業に継続して就くこと しかし、明治政府はそのように考えてはいなかった。す

> 存在しない。 府県下への公布と同時におこなわれているし、また中年寄 に混乱のみられる東京にしても、行政機構の中枢に混乱は を認めた京都・松山・明石・度会等の布達は、 「布告」の

明確な方向をもって政府が指令を発した形跡が各地に存在 する。次の引用は、穢多身分の一般村への移住とこれまでする。次の引用は、穢多身分の一般村への移住とこれまで 移動における障壁を取り除く、居住の自由の宣言としての の居住の双方を正式に認めた文書である。 確に述べてはいないものの、実質的には、賤民と平民との また、居住地と身分の分離についても、 「布告」では明

村内移住入作為致、別元ハ従前之儘ニ差置候分間々有村内移住入作為致、別元ハ従前之儘ニ差置候分間々有 穢多非人之称被廃、一般民籍ニ編入、身分職業共平民 付而者、右等之分都而其村民籍ニ編入可致(中略) 之、此節四民一移土地ニ就而ハ、 戸籍御編成ニ相成に ルニ村ニ寄、散田作方荒地起立等の為、最前之穢多、 同様可取扱旨御布告之趣ハ、兼而相達置候通ニ候、然 未十一月

福岡県

郡々戸長 中

東京に残されている。 同類の、居住の自由を認めた布達は、他に岡山・京都・

た身分関係のもとに「布告」をとらえていたのである。 によってではなく、明確に近代的な、職業や居住と分離し い近世的な(身分と職業・居住を不可分とする)身分関係 このように、明治政府は、 「布告」の公布当初から、

呼びうるものとして考えるべきであろう。とするならば、 から居住・職業の制限を取り除いた「近代的身分」とでも いる「布告」の中の「身分」の語も、すでに近世的な身分 「平民同様タルヘキ事」の解釈も、そうした「身分」に、 したがって、 「身分職業共平民同様タルヘキ事」として

都府だけである。 (3)にかんする規定を「布告」に付け加えているのは、唯一京 明確に布達することは困難が伴う。そのためか、 平民の身分法を適用するという形で解釈すべきである。 しかし、このように複雑な概念操作を必要とする問題を 「身分」

天部村

此度平民籍ニ相加候条、兼テ農商間エ相達置候諸令制 法及ヒ向後相達ル事件都テ平民同様謹テ可相守事

(中略)

辛未九月

京都府

概念にも変化が起っているとみなすべきである)にまで触 に変化が起っている以上、それの編入させられた「平民」 この場合でも「平民」の身分概念の変化(賤民身分概念

> 味での近代的身分に限定してのみ言いうることが、明らか「平民化令」とでも呼ぶとすれば、以上述べてきた狭い意れているわけではない。しかしながら、あえて「布告」を であろう。

るかをよく示している。 側は、身分制に関してのみならず、 弘氏が「郡県の武士―武士身分解体に関する一考察」で詳(ダ) 始されたという事実である。この問題については、園田英 に維新以降に限定して述べるなら、国家権力の中枢から開 して十分な理解が不可能なままに、専制的な開化政策にイ しく述べておられるので省略するが、そのために、民衆の の創出は、日本の場合、下からではなく武士階級から、更 であるが、 ニシャチブを握られて行かざるをえなかった。次の史料は 「布告」を受けた被差別部落の人々が、県に提出した文書 ところで重要なことは、このような「近代的身分概念」 「布告」の文面をどのように大衆が理解してい 一連の近代化政策に対

乍恐奉差上書付之覚

上候、 候、尚又身分職業相心得百姓出精專一之程一層示合、 有奉敬承候、 今般穢多非人之称御廃止、平民同様之御沙汰被仰出難 小前末々ニ至迄堅く相守り可申候、 以上 自今病死馬不浄物捌仕候者壱人茂無御座 依而乍恐書付奉差

### 明治四年辛未十月日

丹波国氷上郡池尾村庄屋預り年寄 孫三郎回

惣代 伊兵衛側

#### **生野県御径所**

内部でおこなってゆく。 大学物取捌」などの賤業を放棄し、その誓としてとらえられているのである。これが当時の民衆 してとらえられているのである。これが当時の民衆 してとらえられているのである。と解釈し、その誓 としてとらえられているのであると解釈し、その誓 としてとらえられているのであると解釈し、その誓 としてとらえられているのであると解釈し、その誓 としてとらえられているのである。これが当時の民衆 といたにおける一般的な「布告」は、文字通り「百姓化 の趣旨を「病死馬不浄物取捌」などの賤業を放棄し、 を、

#### 約定書之事

り共一切付合不致候也 り共一切付合不致候也 の共一切付合不致候也、若又此定相そむき者ハ、金八円あやまり料と志当役人所へ持出こうさん仕候、若と円あやまり料と志当役人所へ持出こうさん仕候、若と円あやまり料と志当役人所へ持出こうさん仕候、若とのおいかがまり、一、旧平民村々之死牛馬一切買請問敷候也、尚又いか一、旧平民村々之死牛馬一切買請問敷候也、尚又いか

明治八年亥十月廿九日右之通相守侯間、村中一統実印ヲ以連印仕侯也

(以下一八名の氏名と印略)

あることは明確であろう。の定めである。とれが「布告」への忠誠を意味するためでらず、ここに見られるのは役所に出頭し、謝罪すべきことらず、ここに見られるのは役所に出頭し、謝罪すべきこととが、こうした村定めの類は、各地に非常に多く発掘されていこうした村定めの類は、各地に非常に多く発掘されてい

れたと考えられる。

「本告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていた「布告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていた「布告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていた「布告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていた「布告」を出した力ある権力が自らの背後にひかえていた「布告」を理解し、それゆえにま

一月の「届書」は、その間の事情をよく物語っている。 が、今日まで殆んど謎とされてきた部落襲撃や「布告」の が、今日まで殆んど謎とされてきた部落襲撃や「布告」の が、今日まで殆んど謎とされてきた部落襲撃や「布告」の が、今日まで殆んど謎とされてきた部落襲撃や「布告」の との一連の一揆については稿を改めて述べたいと思う

元当管内備中国下中津井村元穢多共ヨリ旧平民エ申出

間敷、当店方ニテ何品モ更ニ売不申旨申聞置候日ヲ限リ盗賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方乞食追払者勿論、死牛馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方と食追払者勿論、死中馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方と食追払者の論、死中馬取捨等一切日ヲ限リ盗賊尋方と食追払者の論、死中馬取捨等一切日別、当店方ニテ何品モ更ニ売不申旨申聞置候

らす「傲慢」と映る。そして、当時一般民衆の理解を超え た一連の近代化政策に不安をつのらせていた農民は、こと(S) 落大衆の行動は、自らの経済的基盤と共同体の危機をもた 追いやっていた賤民の村内への「侵入」と受け取られる部 経済的困窮と没落の進む一般農民の状態にあって、村外に 民化の宣言として敏感に受け取った農民の対抗策である。 敷」と、小作への受け入れを拒否している。 出るならば〟として「当方ニテモ田畑当作一切致サセ申間 同志での固い約定書が取り交わされたことは想像に難くな ているし、また申出に至るまでには、先に見たような村民 申出(ここには身分と職業を結びつけた考えがよく表われ いただいたからには「今日を限り」賤業は断りたいという い)に対して、農民の側は、直ちに、〝そのような行動に 部落大衆の側からする、 「此度出格ニ身分御取立」して 賤業拒否を農

落襲撃は可能であったろう。かけさえあれば、一揆の最中での「布告」反対の要求や部にその「実体」の何であるかを見る。あとは具体的なきっ

や焼き打ちの前に深刻な後退を迫られたからである。すで 平民化を実現しようとする闘いは、一般農民による殺りく られて、闘いの方向を被差別部落にそらすこと ができた 友達ト成テ別段懇意ニイタセトノ事ニテモナシ」となだめに対しては「穢多ト婚姻ヲセヨトノ事ニモナク、今日ヨリ ということができる。すなわち近代化をめぐる混乱に助け られて「布告」の法としての内実を貫徹することができた 定の打撃を受けつつも、農民と被差別部落との対立に助け は、明らかであろう。明治政府は、一連の一揆によって一 ている。これが「布告」の法的拘束力の枠の中にあること 様、身分ヲ引下ケ万事ヒカヘメニ致セヨ」と訓告し、農民 ことができた。「布告」への反対一揆を鎮圧した 飾 磨 県 と対立を生み、そしてそれが民衆の側の混乱で ある かぎ ヒカハスニモ前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ少シモ重 頭 ニ ナ キ は、管下の「旧穢多」に対しては「人ニ応接トイフテ物イ して民衆内部の対立のうえに政府は近代化の攻撃を進める (特に美作の血税一揆は顕著である) し、部落の側の真の とうして近代化政策は、部落と農民の側との双方に混乱 政府は容易に一連の一揆を押え込むことができた。そ

での国家からする必要性の判断に依存しており、商取引の元賤民」の職業として残すべきか否かの選択は、その時点 居等の「賤業」を、 横暴に新たな道を開いたのである。 的身分関係への転換は、当時生れつつあった国家の専制と 業は、軍事用品の生産を中心とする国家と結びついた資本 整備の中で下級刑吏の仕事は部落大衆から外され、皮革産(5) 的に切り捨てられてゆく端緒となった。警察機構の創設・ ることによって新たに創出されてゆく国家機構から、実際 関係での旧態の温存は、任免権等が賤民から取り上げられ 引の関係のもとに転換させて存続させていた。 即平民の職業」と言い換えをおこなうことによって、 他方、当面必要な「賤業」については「是迄ノ職業ハ 隷属させられてゆく。近世的身分関係から近代(%) 「布告」の公布と同時に勧進・辻芸・門芝 〃「平民」になった上は〟として禁止 しかし、「 商取

# (4) 臣民への編入・統合――「一般民籍ニ編入シ」

て。「布告」の前半を終り、次に「府県へ」の部分に移りた

して命じたものであり、その分だけ具体的・積極的な意味、この後半部は、その宛先が示すように、行政機構にたい

すなわち、すでにみたように、「大蔵省原案」がほとんいうことであり、きわめて重要な部分をなしている。がどうしても実現しなければならない課題を示していると内容を含んでいる。それはとりもなおさず、この「布告」

重点を置いて考えられているということである。置にあるのではなく、逆に根幹をなしており、かつ大きくおり、この部分は「布告」全体の中で付け足しのような位ど「布県へ」の布告と同じであることにあらわれているとすなわち、すでにみたように、「大蔵省原案」がほとん

徴収」の部分に分けて検討したい。 以下、「府県へ」の布告を「民籍への編入」と「租税の

ある。 (8) 籍編入の具体的指示をおこなっている。次は神山県の例で籍編入の具体的指示をおこなっている。次は神山県の例で「一般民籍ニ編入シ」という布令を受けて、各府県は戸

之(以下略) を早々番号相定メ度候間、元穢多非人ニ至迄御定可有皆早々番号相定メ度候間、元穢多非人ニ至迄御定可有 三区と御改ニ付、下三谷村壱番屋敷より右六ケ村共悉

明治四年四月公布の戸籍法は、穢多非人等の一般臣民と、「布告」の重点を置いていたことがよくわかる。、現在のところ一五府県が判明している。政府がこの点こうした指示は、他の問題と比較して非常に 多 く 見ら

たと考えられる。

多」等の差別的記載は、こうした条件のもとでおこなわれ多」等の差別的記載は、こうした条件のもとでおこなわれ多」、壬申戸籍の一部に見られるという「新平民」「元穢者には、各「家」にそれぞれ身分を記入する慣習的圧力が

考えられる。

考えられる。

考えられる。

考えられる。

考えられる。

考えられる。

考えられる。

考えられる。

まで戸籍に組み入れることが原理的に可能であったとかはを(仮に)目的とするならば、「穢多非人等」の名称がです。

がはを(仮に)目的とするならば、「穢多非人等」の名称が、戸籍法の性格からみて、かならずしも身分的差別を身は、戸籍法の性格からみて、かならずしも身分的差別を身は、戸籍法の性格からみて、かならずしも身分的差別を

れざるを得なかったのである。 れざるを得なかったのである。 がって、賤民独自の支配機構もふくめて賤「称」は廃止さがって、賤民独自の支配機構もふくめて賤「称」な廃止さいる存在であり、一般民籍への編入という「社会内」への賤民は、「社会外」という現定をその存立の基礎に持って賤民は、「社会外」という現定をその存立の基礎に持って

次のような伺害を太政官に提出している。 に、大江卓によって提案され、民部省がこれを受け入れては筆者の空論ではなく、すでに明治四年の一月~三月の間入れ、戸籍に編入することも可能であったといえる。これは、「穢多非人等」にかわる別の名称をつけて人内に組みは、「穢多非人等」にかわる別の名称をつけて人内に組み推論が長くなるが、右の前提に立つかぎり、純論理的に

野・福岡等に見られる。しかし、いわゆる壬申戸籍の編成業を進めているところがあって、若干の混乱を示す例が長 ところが、 異なる取扱いを命じていた(第三二則)が、 根底的な制度的規定を解消されたのである。 会」という形式によって表現される賤民としてのもっとも から排除されていた賤民は、 たと思われる。 が完了する時点までには、編入作業は完全に実施されてい 令によって、 県によっては、 「布告」の発布は戸籍法に五か月近く遅れてお この部分は戸籍法から消滅することになる。 かくして、 戸籍法に おいて すでに法にのっとって具体的な編成作 「人外の人」・「社会外の社 いわゆる壬申戸籍の編成 「臣民一般」 「布告」の発

とである。
とである。
とである。
とである。

転換を意味したにすぎなかった。したがって、戸籍の記入作成されたそれまでの戸籍と異なり、属地主義にもとづい作成されたそれまでの戸籍と異なり、属地主義にもとづい四年戸籍法は、属人主義にもとづいて身分ごとに分けて

二差置(以下略、傍点引用者)
・ 一差置(以下略、傍点引用者)

に逆行することにあったと想像される。 定されるが、理由は、当時の身分制を単純化してゆく方向定されるが、理由は、当時の身分制を単純化してゆく方の示している。結果としてこの民部省案は太政官によって否定は、まだ賤称にかわる名前が決っていないことを

き換えたのである。

を換えたのである。

しかし、はからずも、「新民」ないし「新平民」などのは近されることになっており、「布告」公布後の「新(平)で、「□民」は「身分」として「平民ノ一等下モニ」にうに、「□民」は「身分」として「平民ノ一等下モニ」にうに、「□民」は「身分」として「平民ノー等下モニ」にうに、「□民」は「身分」とした社会の最底辺に置き換えたのである。

「旧民」・「新民」あるいは「旧平民」・「新平民」とい民と一般民衆の対立の中で、両者を区別する用語として「新(平)民」という語は、「布告」の公布当時、元賤

る。 平民」の語が次第に消滅してゆく中で浮上した 語 句 で あう形で対に使われ、そして時間の経過と共に「旧民」「旧

もとに出発したのである。
しかし、「新(平)民」は、すでに過去の穢多非人等のしかし、「新(平)民」は、すでに過去のである。だがとう支配としては平民に位置づけられる身分である。だがとう支配としては平民に位置づけられる身分である。だがとうした断絶面を持ちつつ、近世的な時民は、「布告」を通過した断絶面を持ちつつ、近世的な時民は、「布告」を通過した断絶面を持ちつつ、近世的な時民は、「布告」を通過したのである。

#### 

て締め括られている。
「布告」の最後は、「除蠲」(租税の免除)の廃止により

連する他の部分とは明らかに異質である。た対象が租税に関することなどから考えても、身分制に関との部分は、「布告」全体の文章の流れから見ても、ま

くいたと考えられている。はかならずしもいえず、除地等を持たない賤民はかなり多また除蠲制の廃止と賤民制の撤廃とが内的に結合すると

となったからである。となったからである。となったからであり、にもかかわらず現実的には、重大な引き金いからであり、にもかかわらず現実的には、重大な引き金いからであり、にもかかわらず現実的にとって重大な契機に告」の身分制にかんする条文の制定にとって重大な契機にもの結びつきというのは、賤民の除蠲制の廃止が、「布

人外に追いやる形での支配が不可能になるからである。その職業的制限を無効にするからであり、その場合、賤民をお、異質な両者を結合したのは土地の商品化(翌五年、地品化がなぜ賤民制と矛盾するかといえば、それが居住制限品化がなぜ賤民制と矛盾するかといえば、それが居住制限品がなず賤民制と矛盾するかといえば、それが居住制限品がなずしく述べているので省略するが、一見結びつかの歌業的制限を無効によっているので省略するが、一見結びつかの歌業的制限を無効によっているので省略するが、一見結びつかが、

制に転換する必要が発生するからである。して賤民を「人内」「社会内」に組み込んだ新たな支配体

みでもあった。 られた戸長を最末端とする新たな国家支配体制への組み込られた戸長を最末端とする新たな国家支配体制への組み込に帳簿上の問題ではなく、戸籍法(第一則)によって定め前項で述べた「戸籍」への編入の意味するものは、たん

しているのである。

## 三 略称の問題 ―― まとめにかえて

は、賤民を、国家を頂点とした社会の最底辺に移しかえる般の中へと統合したのである。その結果として、「布告」規定の上に立つ賤民制を廃止し、近代的身分として臣民一の根底的性格であった「人外」・「社会外」という差別的以上述べてきたように、「布告」は、近世的な賤民一般以上述べてきたように、「布告」は、近世的な賤民一般

れたのである。 た意味あいを持つ変革法として、強力にかつ完全に実現さ役割を果たしたということができる。「布告」は、こうし

したがって、右の法的拘束力に含まれない賤民制的諸側したがって、右の法的拘束力に含まれない賤民制的諸側したがって、右の法的拘束力に含まれない賤民制的諸側したがって、右の法的拘束力に含まれない賤民制的諸側になが、高知県・田県・鎌県などの「布告」にかんする政府の側からする指令そのものが欠除していたからである政府の側からする指令そのものが欠除していたからである政府の側からする指令そのものが欠除していたからである、

平民・民籍等への「編入」、ないし「称号廃止」の語が頻繁で表・民籍等への「編入」、ないし「称号廃止」の語が頻繁は、明治初年においては、「布告」に関する中央・地方のら、明治初年においては、「布告」に関する中央・地方のら、明治初年においては、「布告」に関する中央・地方のら、明治初年においては、「布告」に関する中央・地方のよいである。そとも筆者は)発見することができない(そのかわりに、(33)と呼ばれるようになるのは大正一〇年頃である。そんとも筆者は)発見することができない(そのかわりに、)

一方、明治四年当時、「解放」ないし「解き放ち」という・内容を考えるうえで、大変示唆に富んだ事実である。に使われていることに気づく)。これは、「布告」の性格(5)

「布告」とは対照的である。 「布告」とは対照的である。 「布告」とは対照的である。とりわけ娼妓の場合は、「娼妓、下人、罪人等である。とりわけ娼妓の場合は、「娼妓、下人、罪人等である。とりわけ娼妓の場合は、「娼娼妓、下人、罪人等である。とりわけ娼妓の場合は、「娼婦」という言葉が明治五年一〇月のその布告公布当時から積極的に使われ、関連する諸文書のひとつひとつには、ほとんどすべてといっておいる。その場合、対象は見出すことができる。

「布告」をめぐる諸文書に「解放」の語句を見出しえないのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、それが目的とし、かつ実現した内容にとって、こいのは、当時「解放」とは呼ばれなかったのである。

下人や罪人等の解放との重大な区別を見失ってしまうであるとすれば、「娼妓解放令」の布告や、同類と考えられるいるが、その理由でもって「解放」の語を「布告」に冠す今日、「解放」の語は多義的な意味を持って使用されて

ろう。

当であるといわねばならない。
令」という略称を用いることは、歴史上の用語として不適た 穢多非人等に かんする 太政官布告に たいして、「解放したがって、一八七一(明治四)年八月二八日に公布され

4

式という形での分離の要因が働いたことも考えられる。

『法令全書』第一巻、太政官明治元年四月一七日布告。

せられており(永式でない法に付せられる)、永式・非永

うるのではないかと考えている。 呼び方を、「布告」の内容と矛盾しない略称として推薦しないでいるが、今のところ、「賤民(制)廃止令」というないでいるが、今のところ、「賤民(制)廃止令」という

先生に、紙面を借りて深く御礼を申し上げておきたい。本稿執筆にあたって、史料収集に便宜をはかって下さった大阪歴史学会近代史部会の方々に、そして指氏、掘田暁生氏の方々に、また大会報告にむけて諸事鞭撻氏、掘田暁生氏の方々に、また大会報告にむけて諸事鞭撻で下さった大阪歴史学会近代史部会の方々に、そして指して下さった大い。高市光男氏、 渡辺広氏、 宮田伊津美大阪市教育研究所、 高市光男氏、 渡辺広氏、 宮田伊津美大阪市教育研究所、 高市光男氏、 渡辺広氏、 宮田伊津美大阪市教育研究所、 高市光男氏、 渡辺広氏、 宮田伊津美大阪市教育研究所、 高市光男氏、 渡辺広氏、 京都部落史研究所、 奈良県

『同右』第六巻ノ一、太政官第二一三号には、明治六年の段階での布達の各府県への到達所要日数が記されている。最長は宮崎の二一日である。 後述の表の③番に参考のためての日数を記しておいた。 後述の表の③番に参考のためての日数を記しておいた。 ち布達が伝えられるようになった時点のものであり、またれまで府県段階での公布が遅れているため、それ以たそれまで府県段階での公布が遅れているため、それ以たがって単純に穢多非人等にかんする「布告」の到達状況と比較することはできない。

- (6) 『奈良県同和事業史』資料篇四九二頁。
- 子村文書』第五巻六八五~六頁。(7) 高市光男編著『愛媛部落史資料』二六七~八頁、『南王
- されている。
  (8) 近代史文庫『明治初期農民運動史料』第一号に詳しい。
- (9) 『京都府史料』二一、政治部第八戸口類。
- 五号は、邏卒・捕亡吏・取締組などと地方によって警察(10) 山元一雄『日本警察史』一七五~七頁。太政官布告二二

#### 註

- (1) 『太政類典』第二編第一三巻八月二八日。
- (2) 『公文録』「辛未八月大蔵省伺」第一九。
- (3) 『法令全書』第四巻によると「布告」の後半に〇印が付

- られるということで激しい反対が起ったのである。であった。ととろが番人の称呼は元の穢多非人に間違え官吏の名称が異なるので、番人の称に統一を命じるもの
- (11) 谷口勝己「明治初期における部落解放運動」『部落問題(11) 谷口勝己「明治初期における部落解放運動」『部落問題は別ルートで伝達されるため抵抗がなされても効果はない。
- 〔1〕 坂本清一郎家所蔵。『奈良県同和事業史』資料編四九二
- (3) 坂本清一郎『扉を開く』二三頁。
- (4) 『藩法集』I岡山藩下、九二八頁。との史料は何書であ
- () 「黄田文書」『恵島県昭客史男系史斗と』。 帳』第九巻二号)で「等」の意味に注目しておられる。すでに荒井貢次郎氏は「部落史研究への提言」(『歴史手
- (5) 『横田文書』『徳島県部落史関係史料集』2。
- (16) 『京都府史料』「政治部戸口類」。
- (11) 「穢多非人等之称被廃侯義御布告幷藤内屋舗調理|件」
- (18) 「穢多非人長吏茶筅支配替」岩国徴古館 蔵。 ただ、 長

- ものである。 れ、検討の余地がある。また右史料は同氏の提供によるれ、検討の余地がある。また右史料は同氏の提供による山口県地方史研究』第四四号) で否定的に 述べて おらい、宮田伊津美氏は「岩国領の被差別民について」(『吏、茶筅が穢多非人とは異なる身分であるか否かについ吏、茶筅が穢多非人とは異なる身分であるか否かについ
- (19) 『鳥取県史料二』「鳥取県歴史」制度一
- 五二、一六六~七頁参照。 『東京市史稿』市街編第ず全般的な指令を出している。『東京市史稿』市街編第
- (21) 『京都府史料』「政治部戸口類」。
- 史料集』、『愛媛県部落史資料』から。帳」『三次市部落解放運動史』、『兵庫県同和教育関係村文書』第五巻、『保古比呂飛』、「岡三淵村御触書控設」、以上出典は『三重県史料』、『大阪府令集』、『南王寺
- (3) 中尾健次「近世における差別意議の構造」『部落解放研
- 降は重心が逆転すると考えられる。れ、「底辺」が従属的な位置にあるにたいして、近代以にある。近世までの賤民制の特徴は「外」に重心が置かただし、「底辺」と「外」とは完全に切り離せない関係
- (3) 「布告」は、近世賤民制の軸であった穢多非人を念頭に(3) 「布告」は、近世賤民制の軸であった穢多非人以外の賤民が実

- この点について、荒井貢次郎氏は「部落史研究への提合」によってその職だけが解除されている(乞胸頭も身合は町籍である)。また猿飼(引)も東京にかぎれば明治初頭でわずか一五軒にすぎず、しかも弾の廓内に居住治初頭でわずか一五軒にすぎず、しかも弾の廓内に居住治初頭でわずか一五軒にすぎず、しかも弾の廓内に居住していたために、穢多身分にほぼ同化して考えられている。したと思われる。そのために東京では「布告」の実施にあたと思われる。そのために東京では「布告」の実施にあたり猿飼についてまったく触れていない。
- 二則は次のような文面である。 (25) 戸籍法第三二則。また「臣民一般……」は第一則。第三
- スヘシ表ニ書入レ差出シ庁ニテモ戸籍表ニ入ルルコト式ノ如ク表ニ書入レ差出シ庁ニテモ戸籍表ニ入ルルコト式ノ如ク人区ニテ其戸長へ名前書ヲ出サセ其人員男女ヲ分チ戸籍破多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノ、如キハ其最寄
- (名) 人見彰彦「解放運動史に関する諸問題」(7~(9)『部落問題の位置」『歴史評論』三六八号、生瀬克己ける部落問題の位置」『歴史評論』三六八号、生瀬克己「いわゆる『解放運動史に関する諸問題」(7~(9)『部落問
- 史稿』市街編第五二、一八七~八頁。

- (28) 大磯図書館蔵。小丸俊雄「相模国に於ける近世賤民社会
- (2) 森杉夫他『ある被差別部落の歴史』岩波新書
- ウふくおか』創刊号。 中戸籍作成を中心とする解放令前後の状況」『部落解放の「宮崎氏石炭史料 四 御布告書写上」、安蘇龍生「壬
- (31) 『順立帳』「明治四年二十四」の第八四項。
- (32) 全国水平社常任委員会「指令」一九三三年八月 一三 日
- (33) 『京都府史料』「政治部戸口類」
- (34) 『鳥取藩史』
- (35) 『京都府史料』「政治部戸口類」
- (36) 『三重県史料六』「政治部祭典禁令 三重県」
- (32) 「小野家文書」『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻一
- は『京都府史料』「政治部戸口類」。 東京は『順立帳』「明治四年二十四」の第八四項。京都
- 一、市中辻小路ニ小便桶ヲ置、其利益ヲ取来候処、自今共に悲田院に対して次の通告がなされている。 『京都府史料』「政治部戸口類」によると、「布告」と
- 告が記録されている。
- 市中辻小路ニ有之小便、従来悲田院ニテ取扱来候処、此

54

55

ル十月十五日当府へ可差出候事(中略) (中略)一ケ年之出金高入札封書ヲ以、 京都府 来

 $\widehat{40}$ 『順立帳』『東京市史稿』市街編第五二、二四九~二五

身分成立者ドモ右旧業を営めハ、朝廷ノ御趣意ニ違ふなく等をもって世業と仕来候処、旧称を廃せられてより其

朝旨に背き不埓ノ事ニ候、且また新民ドモ牛馬の皮を剝 凌き陋僻を生し、動もすれは故障を醸し候趣相聞候段、 候処、トカク旧染去かたきより歟、旧民新民たかひに相 先般穢多非人ノ称廃せられ候、付ては厚ク相示置候趣も

といひ触し候に取惑ひ、家産ノ道を失ひ難渋ニ落入候者

少からす趣も相聞、

ニ相成候以上ハ、新民旧民ノ差別なきハ勿論ノ事ニて、

以ノ外ノ事ニ候、元来身分職業同一

- 41 安濃津県からも発見されている(「上野市岩名家文書」 高市光男編著『愛媛部落史資料』。また同様の史料は、 『三重県部落史料集《近代編》』)。
- 42 『京都府史料』「政治部戸口類」
- 43 『順立帳』『東京市史稿』市街編第五二、一七二頁。
- 44 『同右』一六六~七頁。
- 45 龍生氏が紹介。 「未松家文書」。 『部落解放史ふくおか』創刊号に安蘇
- 46 『京都府史料』「政治部戸口類」
- 47 林屋辰三郎編『文明開化の研究』所収。
- 48 巻二〇四頁。 「池尾公民館文書」『兵庫県同和教育関係史料集』第三
- 49 料にもうかがうことができる(傍点は引用者) 民衆のこうした「布告」理解は、左に引用した官側の史 も同様の趣旨である。 『播磨国皮田村文書』の「下此地村議定書」 (四六頁)

左ノ通相布令候、

いつれも心得違ヒコレ無キ様トクト申

〈「御布令書并諸廻章写」『浦福田村文書』〉

スベキもの也 (竹原書院図書館所蔵、広島部落解放研究所、 昭子氏、天野安治氏の提供による) 壬申四月 橋本敬一 広島県

しく、畢竟庶民各其処を得て相互に懇親を結ひ安穏に渡候道理ハあるましき仕業なれハ、左梯ノフッツオある記

あるましき仕業なれハ、右様ノフツッカあるま

ノ程ヲ畏ミ奉リ決て心得違ノ者コレ無キ様、 世致し候こそ、第一朝廷ノ御趣意ニ候得は、

懇切に申諭 一同御趣意 候トモ其ママ土中ニ埋め謂ワレ無ク世の宝を空敷いたし

くひハ皮骨角爪ニいたるまで世の中必用ノ品にて、斃れ 職柄ニ寄身の尊卑に係ル事あるへからす、殊ニ牛馬のた

去ル辛未八月中穢多非人等ノ称被廃身分職業トモ平民可 治概略—自辛未十一月至壬申五月—』> ヘー八七二(明治五)年二月五日の大分県「達」・ 「県

間敷此旨達候也 候条、此旨得ト相心得生業ノ見留無之者聚ニ職業相改申 仕来候職業相改メ、遂ニハ生業ノ道ヲ失ヒ候者モ有之趣為同様旨御達相成候処、御布令取違ヒ穢多中ニ於テ俄ニ 相聞候。右ハ全ク是マテ仕来候職業ハ即チ平民ノ職業ニ

的展開』より重引) (大分県立図書館所蔵、新藤東洋男『部落解放運動の史

- 50 三一頁。 「北田家文書」『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻三
- 51 『岡山県史料五十四』「旧小田県歴史 時変騒擾八」
- 52 との点に ついては、 説得力に欠ける部分となっている。 求めておられるがその点が氏の優れた論文にあって唯一 除、機能が全く停止してしまう危機感」(一九七頁)に ただ氏は、 関する若干の問題」『文明開化と民衆意識』に詳しい。 部落襲撃の直接的原因を「村落共同体の〝掃 ひろた・まさき「美作血税一揆に
- 53 「飾磨県告論書」『辛未十二月 公文録 諸県之部 全
- 尾崎行也「明治初期の『部落』解放運動」『信濃』第二 全国的な規模で政策的に進められていたとみられる。 乞食等の禁止は、当時中央―地方の布達に数多く見られ
- 56 中西義雄「日本皮革産業の発展」『部落問題研究』五号。 三巻第七号。
- 57 高市編著『愛媛部落史資料』二七八頁。
- 『京都府史料』「政治部戸口類」。また要約したものが

戸籍の部にある。 『明治前期財政経済史料集成』第三巻「大蔵省沿革志」

『同右』「大蔵省沿革志」三三三頁。

59 60

七~九頁)は代表的な史料である(渡辺広氏御教示によ 史』資料編 各府県のうちで、特に岐阜県の「租法摘要」(『岐阜県 近世三)にみられる「壬申御指令書」

元穢多非人屋敷除地引直之儀ニ付闫書「ヨサ歯鮨や書」

屋敷反別一反八畝七歩

(以下一二村略) 此貢米二斗八升三合 但反米一斗五升五合

**貢米一石三斗九升八合** 反別一町三反六畝拾二歩

右ハ、当県下美濃国ノ内、元穢多、番非人共居屋敷、 壬申年ョリ書面ノ貢米為相納申度、依之此段相伺候也 居住致シ来候儀相違無之ニ付、今度大縄場ニ引直シ、 書之通ニ御座候、右ハ何レモ村端山陰等、瘠薄之土地ニ 来地税除蠲之分、辛未八月中御布令ニ基キ取調候処、前 明治壬申五年五月廿七日 岐阜県 当

街編第五二、三四七~三五〇頁。神山は註(57)二八一 他に、東京は註(4)に同じ。品川は『東京市史稿』市 ~二頁。広島は『三次市部落解放運動史』三七~八頁所 大蔵省御中

じ。岡山は註(14)に同じ。 収史料「岡三淵村御触書控帳」。 京都は註 (16) に同

61 みて、なおさら許されないことであろう。 否定(保留)しているということを見落されたのだと思 氏が批判しておられる。おそらく氏は、私がその部分を 否定(保留)した箇所を取りあげて、私が批判(保留) 紹介を読むにつれて、拙稿にたいする誤読・曲解ぶりに を得たことは、執筆者として喜ぶべきことかもしれな 六・七○号)に大きく紙面を割いて紹介され、高い評価 うが、読者に誤った認識を与えるこうした記述は、「近 驚かされてしまった。はなはだしい場合は、私があえて との小論がすでに二度にわたって『部落問題研究』 (六 ・現代部落史の成果と課題」と題された論稿の性格から していることを記載せずに、それを私の見解として池田 『部落解放研究』第二一・二二号所収。 しかし、七〇号に収録された池田敬正氏の論文中の

65

63 62 己「いわゆる『解放令』について」『部落解放研究』第二 静岡県は明治六年三月の告諭(『明治初期静岡県史料』 られていることに触発された結果であると考えられる。 価をしておられるが、「布告」の法的拘束力に含まれて 六号に詳しいので省略する。氏は、この事実に過大な評 賤民の国家への統合は、「清莜」などの宗教的表現を伴 った(高知・愛媛・度会)。この事実については生瀬克 いるわけではない。戸籍法によって氏子加入が義務づけ

- 四~五頁。堺県は『南王子村文書』第五巻、六八五~六 『愛媛部落史資料』二六七~八頁・三七四~五頁・二七
- 64 県部落史料集』近代編、二一頁。 良県同和事業史』資料編、四九二頁。安濃津県は『三重 郎『被差別部落の形成と展開』三六二頁。高取県は『奈 未十二月 方史研究』第三一号)。飾磨県は「飾磨県告諭書」『辛 高知県は『保古飛呂比』五、二二五~六頁。山口県は北 川健「明治前期山口県の未解放部落問題」(『山口県地 公文録 諸県之部 全』。高松県は三好昭一
- 月号》でこの語を使っている)。ただ、それ以前から、 表現が最初にあらわれるということである(一〇年には 白石正明氏の御教示によると、大正九年の新聞に、この て、「解放令」と呼ばれるのは当時時間の問題であった 号』(『民族と歴史』第二巻第一号、大正八年七月)で すでに「布告」に「解放」の語を結びつけることはおこ 佐野学が「特殊部落民解放論」《『解放』大正一〇年七 なわれていた。 たとえば 喜田貞吉は、『特殊部落研究 「明治四年穢多非人解放の際」と記している。したがっ
- 66 る東京府に宛てた建白書には、 たとえば浅草亀岡町の小林権七(弾直樹の元手代)によ 醜俗ヲ変遷シテ往年民籍編入ノ降恩ニ報センヤ」(傍点 「如此ナレバ何レノ日カ

- 放研究』第二八号)とある。このような例は枚挙にいと まがない。 引用者「明治初期被差別部落関係史料(1)」『部落解 「称号廃止」については註(49)の引用など
- 67 の表現が多数見られる。 付」という形で書かれている。右の項全体を通して同様 が、その中に「今般人身売買厳禁、娼妓解放被;仰出;侯 大蔵大輔井上馨から東京府にたいする達が記されている 『東京市史稿』 市街編第五三巻、 五〇〇~ 五二八頁 の 「娼妓解放令出ヅ」の項参照。たとえば五一一頁には、
- 68 成立過程の研究」上(『部落解攻研究』第二一号)で述 が誤っていることについては、すでに拙稿「『解放令』 「太政官布告第六一号」ないし「四四八号」という略称

第三巻、八五頁)。松山・石鉄・宇和島県は 高 市 編 著